

倉敷市議会議員(以下「議員」という。)は、選挙により市民の厳正な審判を受け、市政を負託されている。これを受け、議員は、議会制民主主義に基づいた政治倫理を確立し、市民の信託に応えて、信頼される市政を推進していくため、2つの事項を遵守しなければならない。

1つ目は、いささかも政治不信を招くような言動は厳しく自戒し、政治倫理を基調とした信頼される政治活動を行うこと。

2つ目は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれた場合は、自ら真摯な態度をもって疑惑を解明し、その責任を明らかにすることである。

ここに、倉敷市議会は、市民の議員に対する信頼を築く基盤として、全議員の総意のもと、改めて政治倫理の確立を誓い、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、議員の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、政治倫理確立に関する決議(平成9年倉敷市議会)を確認し、市民に信頼される政治活動を行うことを目的とする。

(議員の責務)

第2条 議員は、市政に関わる自らの権能及び責務を深く自覚し、地方自治の本旨に基づき、その使命の達成に努めなければならない。

2 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑いを持たれたときは、自ら真摯かつ誠実な態度をもってその疑いの内容を明らかにし、説明責任を果たさなければならない。

(政治倫理の基準)

第3条 議員は、政治倫理の基準として次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 市民全体の代表者として品位及び名誉を損なうような行為及びその職務に関して不正の疑いを持たれるおそれのある行為をしないこと。
- (2) 議員の地位による影響力を利用して便宜の供与を受けないこと及び金品を授受しないこと。
- (3) 嫌がらせ、強制、圧力をかける等のハラスメントその他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。
- (4) 市(本市と関連のある法人等として、議長が別に定める法人等を含む。)が行う許可等の処分、事業、契約等に対し、特定の者に有利又は不利になるような働きかけをしないこと。
- (5) 市から補助金を受けている団体又は市の業務委託を受けている団体の役員に就任したときは、その団体を自己の利益のために利用する行為をしないこと。役員を退任した後も同様とする。
- (6) 政治活動に関し、政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附を受けないこと。議員の後援団体(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第199条の5第1項の後援団体をいう。)に対しても同様とする。
- (7) 市職員の公正な職務の執行を妨げ、又はその権限若しくは地位による影響力を不正に行使させるような働きかけをしないこと。
- (8) 市職員の採用、異動、昇任その他の人事に関与しないこと。
- (9) 職務上知り得た情報を不当な目的のために使用しないこと。

(審査の請求)

第4条 議員は、前条の規定に違反するおそれがあると認められる議員があるときは、議員の定数の8分の1以上の者の連署をもって、議長に対し審査を請求することができる。

2 議員の選挙権を有する者(公職選挙法第22条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者をいう。以下この項において同じ。)は、前条の規定に違反するおそれがあると認められる議員があるときは、議員の選挙権を有する者の総数の50分の1(地方自治法第74条第5項の規定により告示された数とする。)以上の者の連署をもって、議長に対し審査を請求することができる。

3 前2項の規定による審査の請求(以下「審査請求」という。)をしようとする者は、所定の審査請求書に議員が前条の規定に違反する疑いがあることを証する書類を添えて議長に提出しなければならない。

(委員会の設置等)

第5条 議長は、審査請求を受理したときは、必要な審査、報告その他の処理を行うため、倉敷市議会委員会条例(昭和42年倉敷市条例第72号)第6条の規定に基づき、議員政治倫理審査特別委員会(以下「委員会」という。)の設置について、議会に諮るものとする。

- 2 委員会の委員は、公平かつ適正に職務を遂行しなければならない。
- 3 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 4 委員会の会議録を公表するときは、関係者等の信用、名誉、プライバシー等に配慮しなければならない。

(委員会の職務)

第6条 委員会は、審査請求の適否及び第3条の規定に違反する行為の存否等について審査する。

- 2 委員会は、審査請求の対象とされた議員(以下「審査対象議員」という。)に弁明の機会を与えなければならない。
- 3 委員会は、事件の審査が終わったときは、審査結果報告書を作成し、議長に提出しなければならない。

(審査対象議員の協力義務)

第7条 審査対象議員は、委員会の要求があるときは、審査に必要な資料を委員会に提出し、又は委員会に出席して意見を述べなければならない。

(議会の措置)

第8条 議会は、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、必要と認める措置を講じ、又は講じることを審査対象議員に求めるものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、令和5年1月1日から施行する。